

	号外	定価 1部 2円	No.2501 2019年 5月22日	受動喫煙防止対策には、非喫煙者と喫煙者が両立できる環境整備こそ重要。課題を共有しよう。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合		

5.21受動喫煙防止対策公表(7月1日～敷地内全面禁煙)

非喫煙者・喫煙者共存できる環境こそ必要

=当局：「健康増進法」改正を理由に敷地内全面禁煙を提案=
 県職労：職員安全衛生管理委員会で「喫煙者への対応策」を前提に受け入れ

5月22日、当局（総括安全衛生管理者：総務部長、保健福祉部長）は、昨年度制定の健康増進法一部改正を理由に、7月から県立施設内での敷地内全面禁煙の方針を各所属に通知した。

県職労は、3月13日職員安全衛生管理委員会で提案以降、「一定の喫煙者が存在する以上、単に敷地内全面禁煙だけでは根本的な改善とならない」（周辺部での喫煙者の増などの懸念）、「農業研究センターをはじめ広大な敷地を有する公所では敷地内の範囲を括りにくい。一律全面禁煙するのは過度であり、地域の状況に応じた柔軟な対応を」と主張し、受動喫煙防止の趣旨には理解しつつも、喫煙者への配慮が必要と訴え、対策を求めてきた。

【健康増進法の概要】

7月1日から行政機関の庁舎などは、敷地内禁煙とする（ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた「特定屋外喫煙場所」を設置することができる）

【県職員受動喫煙防止対策】（当局提案）

7月1日から原則として県立施設は敷地内全面禁煙とする（例外：利用料金制の指定管理施設等に限り「特定屋外喫煙場所」を設置）。

⇒当局はほとんどの施設で「特定屋外喫煙場所」の設置を想定していない。

【県職労の見解】

○敷地内禁煙の原則は理解するが、現時点での喫煙者の状況を見れば、段階的に措置を講じるべき。このため、「特定屋外喫煙場所」を設置すること（特定屋外喫煙場所を整備せず、禁煙エリアを拡大するだけでは、喫煙者を締め出したうえで受動喫煙防止とすることになり、根本的解決とならない）。

○中長期的対策として、現在の喫煙者が禁煙できる施策を実施し、一定理解を得ながら全面禁煙に移行することが望ましい。非喫煙者と喫煙者が共存できる環境整備を。

その後、当局は、法施行が目前であり早期に結論を見出す必要があるとし、5月7日に県職労に見解を求めた。県職労は支部等からの意見を集約し、見解を事前提示したうえで、5月15日職員安全衛生委員会での当局の対応を求めた。

当局は「受動喫煙防止対策は県が率先して対策を講じる必要」とし、各公所での「特定屋外喫煙場所」整備に否定的見解を繰り返し、平行線となった。県職労から「法の趣旨は理解するが、喫煙したい人はどうすればいいか同時に対策を示すべき。段階的实施も含め検討を」と主張し、総務部長（総括安全衛生管理者）から「提案どおり進めさせていただくが、意見を踏まえ、様々検討し対応」

との回答を引き出したことから、対応策を示すことを条件に了承した（裏面に続く）。

基本方針が決定された後、県職労は以下の事項を申し入れし、丁寧な対応を求めた。

【申し入れ事項】

- 施行時までには県職労が主張した懸念課題に関し、職員への丁寧な説明をすること
(特に、喫煙者に対する配慮事項は必ず提示のこと)
- 喫煙者の中には、職場の様々な面でストレスを抱えて喫煙している職員もいる。単に受動喫煙防止だけではなく、職員の働き方にも影響することから、職員への健康サポート対策を。
⇒当局は、受動喫煙防止に関する健康サポートを検討するとした。
 - ・健康づくり事業：受動喫煙防止対策の意識啓発研修会の開催
 - ・禁煙相談：禁煙補助剤や医療機関（禁煙外来）の紹介
 - ・インフォメーションによる情報提供
 - ・職場研修用啓発ビデオ・DVDの貸し出し
- 各地区衛生委員会での議論でも同様の課題が議論されると考えられる。県の公所の中には、敷地の概念が広い等の課題があるほか、敷地内全面禁煙に当たり関係機関の理解を得なければならぬところも多い。各地区衛生委員会でも地域の実情に応じた対策を講じること。

7月1日施行の県立施設敷地内全面禁煙によって、受動喫煙が防止される側面があるものの、喫煙者を中心に職員の働き方にも影響する重要な課題といえる。

今後、各地区衛生委員会での対応に移行するが、非喫煙者と喫煙者が共存できる環境整備の視点を踏まえた対応こそ求められる。

各支部・分会においても、県職労と当局との協議経緯を確認のうえ、それぞれの組合員の実情を踏まえた対策に関して議論のうえ、各地区衛生委員会の場で発言し、当局に改善を求める対応をお願いしたい。

《各地区衛生委員会での発言のポイント（例）》

- ・一定の喫煙者（職員・県民）もいる。喫煙者に配慮した対策も検討し、丁寧に説明を。
- ・受動喫煙防止対策を講じつつも、喫煙者への健康サポート対策の拡充も併せて示すべき。
- ・単独公所では敷地も広大であり「特定屋外喫煙場所」の設置が可能か柔軟に検討すべき。

(県職労と当局の詳細なやり取りは、「第1回職員安全衛生管理委員会の開催結果」の議事録に記載されています。議事録は職員掲示板に添付されています)

県議選 奥州選挙区 『佐々木ゆみこ』 推薦決定

県職労は、8月30日告示・9月8日投開票の県議会議員選挙奥州選挙区で立候補予定の「佐々木ゆみこ（友美子）」さん（55歳・新人・社民党推薦）を推薦決定した。

「佐々木ゆみこ」さんは、岩手県教職員組合出身で、労働運動と併せて、奥州地域での社会後継活動にも精力的に取り組んできた。「人と地域が優しくつながるまちに！」をモットーとして、教育、福祉、医療の充実、労働環境の改善、文化・芸術の振興を柱とした公約を掲げている。組合員とご家族の皆さんの支援の輪をお願いします。

